

産廃焼却施設建設阻止活動の取材お願い

●背景

宇都宮市の平出工業団地に建設予定の産業廃棄物焼却施設について、宇都宮市駅東地区8連合自治会(113自治会、約2.2万戸)で建設阻止活動を展開してきた。しかしながら2011年5月9日に宇都宮市は業者に対し廃棄物処理法、建築基準法とも適合したと判断し、設置許可を出した。設置に向けた手続きは最終段階に入っている。

●目的

市民(弱者)の切実な声を市は聞き入れることをしない
宇都宮市(強者)を圧倒的な世論により動かしたい

●お願い

連合自治会レベルでは宇都宮市を動かす程の世論を喚起する力がないため、貴番組に取扱って頂くことで、世論喚起にご協力をお願いしたい。

産廃焼却施設の建設予定地



500m

産廃棄焼却施設の建設予定地の近隣

写真1: 大型商用施設



写真3: 宇都宮大学



写真5: 近隣マンション



写真2: 陽東小学校



写真4: 近隣住宅街



写真6: 泉が丘小学校



なぜ建設阻止なのか？

1) ここは建設不適格地である

◇ 行政 & 事業者の主張

- ・ここは工業専用地域、どのような施設でも無制限に建設可能であり、住民の同意も不要

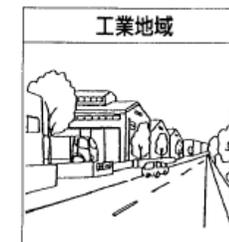
◇ 私達の主張

- ・昭和30年代に用途指定を決定、その後環境は激変しており、近隣周辺は住宅地、学校、病院、商業地、など「生活の場」そのもの
- ・下記イメージ図で解るとおり、現況は「工業専用地域」の様をなしていないことは誰の目で見ても一目瞭然である
- ・したがって、周辺環境を配慮して用途指定の変更などを実施すべきであったはず
- ・「本来行政としてやるべきことをなさず、住民の良好な住環境を脅かすような施設をフリーに建設出来る状態に放置してきた」
- ・これは住民に対して不作為による不当行為ではないか？

☆ 栃木県発行「用途地域イメージ」からの抜粋



主に軽工業の工場等の環境悪化の恐れのない工業の業務の利便を図る地域です。*危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんど建てられます。



主として工業の業務の利便の増進を図る地域で、どんな工場でも建てられます。住宅やお店は建てられませんが、学校、病院、ホテルなどは建てられません。



専ら工業の業務の利便の増進を図る地域です。どんな工場でも建てられますが、住宅、お店、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

なぜ建設阻止なのか？

2) 危険性が高い

- ・有害物質を常時排出する・排出上限の規制値はあるが危険性を 否定する物ではない
- ・微量とはいえ長時間人体に触れ続けた場合の安全性は保証されていないというのが定説
- ・設備故障や人為的ミスにより一時的に危険因子大量発生の可能性がある
- ・市が安全の根拠としている「環境影響調査」が公正な第三者期間により実施されていない。(影響調査委託機関「(財)栃木県環境技術協会」の当時の理事長が当該産廃処理施設建設申請者代表本人である)

3) 「市・廃棄物処理に関する指導要綱」に疑義あり

- ◇ 近隣2県(茨城県、群馬県)に比べて、産廃施設建設に対する条件が甘い
- ◇ 両県とも、用途指定の種類にかかわらず近隣住民の同意を必要としている
- ◇ 宇都宮市は工業専用地域、工業団地内に建設する場合は住民の同意を不要としている。これは住む場所により住民の権利を制限するものであり、市の平等性、公平性から見て妥当性を欠き、その有効性に疑義あり。即刻改正を要する。

⇒宇都宮市は平成22年10月より要綱改正実施～但し本件への遡及はなし

4) 中心市街地が産廃銀座へ

- ◇ すでに7カ所が稼働し、1カ所が建設中(市、廃棄物対策課による)
- ◇ 大型焼却施設は今回が初めて ⇒ 許可となれば今後更に大規模な事業進出が予測される
- ◇ 「産廃は宇都宮へ！！」 産廃銀座化へ ⇒ 餃子人気にも影響？

なぜ建設阻止なのか？

5) 市民が見識を問われることに

- ◇ 一般市民の環境意識が高まっている今日(こんにち)、50万都市の中心市街地の中へ、新に大型産廃焼却施設建設を許可するなどという自治体が存在することは考えられない。
- ◇ 「あのような中心市街地に産業廃棄物の処理施設を集中させ、且つ関東一円から産廃を持ち込むとは？宇都宮市は一体何を考えているのか、市民の見識も疑う」との風評を受けることが想定される

6) 将来に禍根をのこす

- ◇ 中心市街地にある平出工業団地を方向転換すべきとき！！
- ◇ このままでは次世代に産廃銀座という負の遺産を残すことに

★これまでの主な阻止活動

- ★ 2万名を超える反対署名
- ★ 3回に及ぶ反対表明行進
- ★ 市役所への抗議行動2回
- ★ 平成22年9月、市議会への反対陳情書提出⇒不採択⇒議会の対応に疑義あり
- ★ 市長宛質問書及び反対申し入れ書8通提出
- ★ 行政・事業者・住民の3者協議を14回実施 ~法律&建前論に終始し議論にならず

★ 市長宛てに直接協議を申し入れているが応じない、
⇒住民の声無視の許可は不当！！

他にも調べれば調べる程埃が出てくる案件です。(ネタあり)



産廃焼却施設建設阻止活動の取材お願い

以上

宜しくお願い致します！